

# 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

## 1 改正理由

- 地方公務員等に係る公務災害補償制度は、民間の労働者に係る労働者災害補償保険制度及び国家公務員に係る国家公務員災害補償制度と対応したものとなっている。
- 今般、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において検討を行いとりまとめられた「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」に基づき、業務上の疾病の範囲を定める労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第一の2の改正が予定されている。また、国家公務員災害補償制度においても、これに伴い、人事院規則16-0（職員の災害補償）（昭和48年人事院規則16-0。以下「人事院規則16-0」という。）別表第一の改正が予定されている。
- これを受け、地方公務員災害補償制度においても、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「地公災規則」という。）について、同趣旨の改正を行う。

## 2 改正内容

国家公務員災害補償制度に係る人事院規則16-0の改正にならい、地公災規則別表第一について、同表第7号に「三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍」を加える。その他所要の改正を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。